

# 明治天皇「聖徳録」の誕生

明治神宮教学研究センター研究員

佐藤 一 伯

## はじめに

本稿は明治時代に著された明治天皇関係文献に関する一考察である。

既刊の文献目録では、明治天皇に関する書籍・資料をいくつかのジャンルに類別して掲載している場合がある。例えば加藤玄智編『神道書籍目録 下巻』（明治神宮社務所、昭和二十八年。以下『書籍目録』と略称）では「第二門国体」の「総記及雑書」・「皇室通記」・「詔勅・宸翰・御製・御歌」・「即位・大嘗」・「皇室御伝記」・「陵墓」などの項に紹介されている。朝日新聞社学芸部別室編『明治天皇関係資料所在目録』<sup>(1)</sup>（昭和四十年、以下『所在目録』と略称）は題名のとおり明治天皇関係資料のみを扱った目録だが、以下の九部門に分類して約六〇〇点を掲載している。

第一部 明治天皇紀、生誕・立太子・元服・踐祚・即位記録／第二部 御伝記一般／第三部 御逸事・日常の御動静、側近談話／第四部 行幸／第五部 詔勅、御集、宗教／第六部 大葬、追悼号、絵画・写真／第七部 側近の日記・書翰・伝記類、女官日記、内廷関係諸記録、御内儀生活／第八部 皇居、皇室の制度・典礼、皇室論、外人の見た明治天皇と皇室／第九部 孝明天皇、昭憲皇太后、大正天皇、皇族

『国立国会図書館所蔵 近代日本政治関係人物文献目録』（紀伊国屋書店、昭和六十年。以下『文献目録』と略称）の「明

治天皇」の項には、昭和五十九年以前刊行の一九八点（同題書籍の増補版を除く）を掲載している。そのうち昭和二十一年以前の文献一三九点で、「明治聖徳録」・「聖徳の無窮」・「明治聖徳史」など、タイトルに「聖徳」の語を含むものが二十五点あり、他に「文徳」・「聖代」・「聖歴」・「偉徳」・「懿徳」・「盛徳」などを用いた文献も見られる。対照的に戦後の刊行物には「聖徳」・「盛徳」のように、題に「徳」を含むものが一例もない。また、この『文献目録』には「行幸」（「聖蹟」を含む）に関する文献も多く含まれている。『書籍目録』の「皇室御伝記」に掲載される書目でも同様であり、「伝記的事項を含む文献」（『文献目録』「凡例」）として便宜上一括りで扱われている。

他方、明治神宮所蔵（明治神宮文庫）の明治天皇・昭憲皇太后関係図書については、主に現在以下のような分類で管理されている。

- 一—一 御集（御製御歌集。但し歴代天皇・皇后の御集を含む）／一—二 明治聖徳録・伝記／一—三 明治の行幸
- 啓／一—四 明治の聖蹟／一—五 詔勅（但し歴代天皇の詔勅を含む）／一—六 大嘗祭・即位式・大葬関係（但し歴代天皇の典礼を含む）、（以下、「歴代天皇・皇后」、「昭和天皇」等の分類が続くが省略する）

本稿では、既刊の文献目録で「伝記的事項を含む文献」として紹介される資料のうち、明治神宮文庫が「明治聖徳録・伝記」と分類するジャンルの図書、すなわち行幸記録や聖蹟調査記録の類を除いたもの（『所在目録』の第二部・第三部に相当する文献）に焦点を当て、その中で『萩の戸の月』（『日本』第八七六号附録、明治二十四年十一月三日発行）・『銀婚盛典』（原田真一編・大槻修二（如電）著、岡島支店、明治二十七年二月二十七日発行）など、明治二十七年上半期・日清開戦以前の刊行物を中心に考察したい。

また、論題に「聖徳録」なる語を用いる点について説明しなければならない。前述のとおり、ここで扱う資料は広く「伝記的事項を含む文献」に分類し得るので、ひとまず「伝記」として紹介することも可能かもしれない。しかし両書は各々冒頭で、「余輩が特筆」するのは「天皇陛下の、叡聖仁慈に、わたらせたまふ乾徳にぞありける」（『萩の

戸の月)、「兩陛下ノ御聖徳ヲ記シ奉リテ治ク世人ニ示サン」(『銀婚盛典』)と、天皇(および皇后)の「乾徳」「聖徳」に関する著作であることを明言している。今後筆者は、昭和前期以前刊行の明治天皇関係の書目に、「聖徳」の語が好んで使用された背景や著述の内容、歴史的展開を考察していきたいと考えているが、その類書グループに「伝記」という定義以外の適切なキーワードを用いるのが便宜的ではないかと考えた。

そこで、先述の『文献目録』所収の「聖徳」を含む書目二十五例を再確認すると、「聖徳録」(『御聖徳録』・『聖徳余録』を含む)が七例、「聖徳記」「聖徳集」が各一例見られる。こうした慣用事例を考慮して、研究対象となる明治天皇の「徳」について叙述された文献(伝記的資料)を、仮に「聖徳録」という名称で扱うことにしたい。

本稿で扱う資料は明治二十年代の著作であり、類書では最も早い時期の刊行物として注目される。その成立の背景や内容的特徴について考察したい。その際、まず近代における「聖徳」という言葉の社会への定着・浸透の問題について検討しておくなければならない。そこで、そもそも「聖徳」の語が明治前期のマスメディア、特に新聞紙上において、何時頃からいかなる意味で使われるに至ったのかを概観することから始めたい。<sup>3)</sup>

## 一、「幼弱」「否徳」

慶応四年(明治元)正月二十三日、大久保利通の「大坂遷都建白書」が上議事所の議題に上程された。

……主上ト申シ奉ルモノハ玉簾ノ内ニ在シ人間ニ替ラセ玉フ様ニ纒ニ限リタル公卿方ノ外拜シ奉ルコトノ出来ヌ様ナル御サマニテハ民ノ父母タル天賦ノ御職掌ニハ乖戾シタル訳ナレハ此根本道理ノ御職掌定リテ初テ内国事務之法起ル可シ右ノ根本推窮シテ大変革セラルヘキハ遷都ノ典ヲ挙ケラル、ニアルヘシ如何ントナレハ弊習トイヘルハ理ニアラスシテ勢ニアリ勢ハ触視スル所ノ形跡ニ帰ス可シ今其形跡上ノ一二ヲ論センニ主上ノ在ス所ヲ雲上

トイヒ公卿方ヲ雲上人ト唱ヘ竜顔ハ拝シ難キモノト思ヒ玉体ハ寸地ヲ踏玉ハサルモノト余リニ推尊奉リテ自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、様ニ思食サレ終ニ上下隔絶シテ其形今日ノ弊習トナリシモノナリ敬上愛下ハ人倫ノ大綱ニシテ論ナキコトナカラ過レハ君道ヲ失ハシメ臣道ヲ失ハシムルノ害アルヘシ……<sup>(4)</sup>

大久保の建言は遷都を契機として天皇親政が実現されることを主眼にしていた。<sup>(5)</sup> 大坂遷都論は否決されたが、次いで大久保と岩倉具視は親征大坂行幸を提案して裁可された(二月九日発令、三月二十一日京都御発駕、閏四月八日還幸)。御発駕に先立ち三月十四日には、五箇条の御誓文の發布とあわせて次のような宸翰が発せられた。

朕幼弱を以て猝<sup>にわか</sup>に大統を紹<sup>き</sup>ぎ……こゝに百官諸侯と広く相誓ひ列祖の御偉業を継述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を経営し汝億兆を安撫し遂には万里の波涛を開拓し国威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す……<sup>(6)</sup>

ところで政府の機関紙『太政官日誌』が京都で創刊された翌日(慶応四年二月二十四日)、江戸では会社社の柳河春三(幕臣で洋学者・開成所頭取)が『中外新聞』を創刊した(同年六月八日第四十五巻で終刊)。第九巻(三月二十八日)で発行部数は「僅に一ヶ月の間既に購求する人千五百名に及べり」と報じ、「民間に行はるゝ日本新聞紙の濫觴は此中外新聞なり」と謳<sup>うた</sup>っている。事実、内容・影響の点からみて日本人による国内ニュース新聞の嚆矢とされる。<sup>(8)</sup> 旧幕府擁護の代表紙と見なされたが、無闇に佐幕派の論陣を張るのでなく、「百虚を伝へて民心を動揺せしむるよりは一実を記して後世の史料とする」(第四十四巻、六月二日)ことを方針とし、「皇国」の独立維持を主張する姿勢を重視した。洋学者ばかりでなく小中村清矩ら開明的な国学者にも愛読され、幕府に比べ情報網が薄かった諸藩でも情報収集のため広く読まれたものと見られる。<sup>(9)</sup>

同紙第七巻(三月十日)は右に紹介した大久保の大坂遷都の建白書を掲載し、三月十四日の「御宸翰之御写」は第十二巻(四月十日)に掲げられた。第十三巻(四月十三日)には英国外交官アーネスト・サトウの興味深い紙面批評を

掲載している。

英人サトウ曰、新聞紙は成る丈事実をよく糺して実説を載する様にすべし。其故は天下の人民に信用せらるゝ、物なれば其關係小ならざるを以てなり。大久保氏の建白、会津藩の嘆願書など出したる最も佳なり。吾既に英文に訳して新聞局へ贈れり。是れ日本の真情を外国人にも広く知らしめんが為なり。<sup>(12)</sup>

こうした記事は京都の新政府における大久保の大坂遷都論や明治天皇の宸翰が、新聞というメディアを通じて江戸市中はじめ全国の人々、ひいては外国人にも、比較的短期間で伝えられていた事実を物語っている。<sup>(13)</sup>

アメリカ人ヴァン・リードは、横浜居留地で岸田吟香と共同で始めた『横浜新報もしほ草』(慶応四年閏四月十一日創刊)<sup>(14)</sup>紙上で、明治元年秋の東幸を次のように論じた。

皇帝陛下は今度かな川駅へ御通輦につき、日本人はいふにおよばず、我輩まで御くるまをはいし奉ることを得て、いとありがたきことにこそありける。されどもをしむべし、御輦の四方みすとかいへるものにておほひければ、たれもまさしく拝したてまつるものなきこそ、のこりをしけれ……開化の二字をおもんじたまはんには、おひく帝は神のみすゑにて入るゐとはかはりたまふなどいへる避言をいはず、民の父母たることを忘れ給はず、よきまつりごとをしたまふにおいては、あやしきたび寝の我輩にまで、大ひなるさいはひならんかし<sup>(15)</sup>

東幸の壮拳を賛美しつつも、天皇の御姿が鳳輦の御簾に隠れて見えないのは遺憾であり、開化の時代において、天皇は神の末裔で人類とは異なるなどの僻言を捨て、民の父母のご自覚をもって執政されることを願うと説いている。リードが天皇と民衆との隔たりを批判する際に、「玉簾ノ内ニ在シ人間ニ替ラセ玉フ様……ナル御サマニテハ民ノ父母タル天賦ノ御職掌ニハ乖戾シタル」という大久保の大坂遷都論を念頭に置いていたことは充分予想され得ることであらう。

もう一つ、維新当初に発せられた詔勅に「朕雖否德幸頼祖宗之靈祇承鴻緒躬親万機之政」(明治改元の詔) 明治元年

九月八日)、「朕不徳ニシテ教化ノ道未タ立ス……自今親ヲ精勵凶治教化ヲ国内ニ布キ徳威ヲ海外ニ輝サンコトヲ欲ス」(松平容保等寛典の詔)十二月七日)、「朕否徳夙夜兢業……祖業ヲ恢弘シ覃テ中外ニ被ラシメ以テ永ク先皇ノ威徳ヲ宣揚センコトヲ庶幾ス」(政治始の詔)二年正月四日)など、しばしば天皇が自ら「否徳」「不徳」であり自今精勵して親政の実をあげ、国内の「教化」と「徳威」の宣揚を目標とする旨を勅されていることが注目される。<sup>(16)</sup> 天皇の「徳」は御姿ともども、この当時いまだ民衆の前に顕現していなかったといえる。なお、元田永孚は侍読(後に侍講)に就任した明治四年六月当時、天皇は「時ニ春秋十八歳、文武ノ科業僅ニ課ニ就キ、未ダ聖知發達ノ幾ニ至ラ」ないが、「後日大ニ聖王ノ道ニ進マセラルベシ」として、「君徳培養ノ急務」を自覚している。<sup>(17)</sup>

## 二、「天子様」より「聖上」・「主上」へ

王政復古を啓蒙・教化するため政府や各府県が発した告諭において、天皇はしばしば「天子様」と表現された。例えば長崎裁判所『御諭書』(慶応四年三月)に、「此日本ト云フ御国ニハ、天照皇太神宮様カラ、御継ギ遊バサレタ所ノ天子サマト云ガ、ゴザツテ、是ガムカシカラ、チツトモ変タコトノ無イ此日本国ノ御主人サマヂヤ」<sup>(18)</sup>、京都府『告諭大意』(明治元年十月発行。行政官が明治二年二月三日の布告で全国普及を奨励)では、「天孫鬪キ給フ国ナレバ、此国ニアルトアラユル物、悉ク天子様ノ物ニアラザルハナシ」<sup>(19)</sup>、「奥羽人民告諭」(行政官、二月二十日)に「天子様ハ、天照皇大神宮様ノ御子孫様ニテ……日本国ノ父母ニマシマセバ」<sup>(20)</sup>とあるごとくである。<sup>(21)</sup> のちに新聞等では「聖上」・「天皇」・「主上」等と記されるのが一般的になるが、子安峻が始めた本格的な小新聞『読売新聞』(明治七年十一月二日創刊)は、当初「主上」に「てんしさま」と傍訓を付していた。例えば次のような記事である。

昨日は台湾の一件にて死んだ人たちが招魂社へ祭りに成り、主上も十時すぎに行幸が有り、海陸軍の人々はいづれも礼服にて拝が有り、また諸官員がた兵隊衆へは御酒料とて八錢づゝ下され、招魂社にては昨日競馬、今日明日とも角力が有るはづなれど一昨日の雪にて昨日の競馬も今日にのび、角力も明日に延たといふ。(22)

その後、『読売新聞』における「主上」の表記は、明治十二年一月十四日の「明日は元老院の開院式にて主上も臨幸になります」という記事まで慣用されているが、翌十五日の「昨日一寸出した通り主上は今日午前九時の御出門にて元老院へ臨幸に成りました……」という記事より突然「主上」に変化した。その社会的理由を早計に指摘することは難しいが、この間に明治九年の東北・北海道巡幸、十一年の北陸・東海巡幸と、二度の大規模な巡幸が行われていたことに注視すべきであろう。

明治五年の中国西国巡幸の際、行在所には「別段修繕并鳳凰舎御輿寄等不取扱設御馬二疋繫用意可致可致置事（修繕を加えたり鳳輦舎・御車寄の類を建てる必要はなく、御料の馬匹二頭を繫ぐ用意さえあればよい。）、御行列拝見可為勝手尤往来人不及差止諸民営業平定ノ通可相心得事（函簿拝観は人民の意に任せ、交通の遮断をしてはならない。庶民の営業は平日の如くさせよ。）、御道筋新修及竹柵ヲ始仏堂寺門或ハ不淨所等掩ニ不及（道路を修築し、仏堂・寺門及び不淨所等を掩蔽する必要はない。）、諸献上物繪テ停止ノ事（献上物はすべてこれを停止させよ。）」と各府県に通達されていた。(23)それが明治九年の奥羽地方巡幸では、概ね中国西国巡幸に準じながら、次のような項目も加えられた。

- 一、孝子義僕節婦其他奇特者等は迄賞典施行済ノ者トモ行状并賞与ノ次第取調置県庁臨御ノ節可供天覽事
- 一、管内地図并一覽表一通リツ、取調可供天覽事

一、古器物書画并産物類其他珍奇ノ品最寄在分ノ分取集置可供天覽事(24)

明治政府が当時、徳行者の表彰や「古器物・書画その他珍奇の品」に象徴される伝統・旧慣の保存を重視し始めた背景に、明治八年の大阪会議で立憲政体への漸次移行が公式に決定したのを契機として、日本の美徳の復興によって

過剰化する世論を抑制する意図があつたと指摘されている。<sup>(26)</sup> また、侍講元田永孚は明治九年一月七日の御講書始で、『論語』「為政首章」に因んで「徳ハ如何ト云ヘハ、人生固有ノ智仁勇、内ニ積テ万事ヲ貫ク者ニテ、心術品行ノ鍛錬習熟シ得タルヲ云」、「民ヲ愛スルノ徳無クシテ法制而已ニ任スレハ民心ヲ服スルコトヲ得ス」、「将来ノ事、偏ニ聖徳ノ御勉強ニ在」と講じ、<sup>(26)</sup>五月には宮内卿徳大寺実則宛の書簡で、「民情風俗を感化するは、蓋し形にあらざして心に在り、言に在らずして徳に在り」と、天皇の「聖徳」による民情の感化こそが巡幸の課題だと意見していた。巡幸は「心術品行」の鍛錬と実践の機会でもあつた。<sup>(28)</sup>そして、例えば九年六月三日東北巡幸の途中、天皇が埼玉県蒲生村（現越谷市）にて若い婦女の田植をご覧になる光景が、「粒々辛苦の艱難の体をも始て親しく見そなはし給ひこは後來叡慮を民間のことに置せ給ふことの又も格別に深くならせ給ひぬらんかしあなかしこや」と報じられたことは、巡幸の意図が具体的に示された現場をメディアが捉え、人々に発信していたことを裏付けている。こうして、天皇と国民との交わりによる「親近感」の醸成と、国民とともに艱難辛苦を越え、国づくりの指導にあたる有徳君主の印象が、巡幸とその報道によつて伝えられていった。

明治十二年八月二十五日の上野公園行幸は、東京府民の請願によつて実現した異例の行幸にして、メディアが「聖徳」の語を含む「請願書」を報じた事例でもある。

……偶々昨日（七月）二十五日ヲ以テ府民総代ヨリ府知事ニ進呈シ知事ヨリ執奏セラルル所ノ請願書ヲ獲タレバ其全文ヲ左ニ記載ス

臣等東京府下十五区人民ノ総代トシテ誠惶誠頓首謹奏

伏惟ルニ聖上陛下御宇ヲ知シ召スノ初夙ニ維新中興ノ偉業ヲ挙ケサセラレ帝都ヲ東京ニ遷シ給ヒシヨリマサ二十年蒼生ノ天恩ニ浴シ聖化ヲ被ムル古ヨリ未タ今日ノ若キヲ見ズ凡ソ臣民ノ請願ハ御先例ナキモ嘉シテ之ヲ納レサセ給フノ御聖徳ハ率土ニ隠レナク曩ニ御東幸ノ時ニハ仙台市民ヨリ騎射ヲ天覧ニ供ヘ奉リ御北巡ノ時ニハ長岡



市民ノ烟火ヲ見ソナハシ又金沢銅器会社ノ御造所ニモ御臨幸アラセ給ヒツルヲ以テ東隅北陬ノ民庶ハ皆争テ聖恩ノ厚ニ感シテ止マズ然ルニ反シテ帝都ニ住シ皇居ニ咫尺シ奉ルノ東京府下十五区ノ人民ニ到リテ八十二年ノ久シキヲ経ルモ未ダ特ニ府民ノ為ニ御臨幸ヲ賜リタルノ盛挙ニ値ハザル……

……此願書ノ管ニ府ガ聖徳ヲ胆仰スルノ葵心ノ発シテ紙上ニ溢ル、モノアルノミナラズ……密々ニ御内伺ヒ申シ奉リシニ……御許可モアラセラルベキヤノ由ナレバ是ヨリ愈々聖恩ノ広大ナルニ感激シテ遂ニ今日ノ運ビニマデ至リシト云ヘルナリ……果シテ然ルトキハ此挙ヨリ生ズルノ利益ハ政事ニ人文ニ兩ナガラ無量ノ進歩ヲ見ルコトヲ得ベシ……<sup>(30)</sup>

九重奥深くの推し量り難い「天子様」という維新当初のイメージが、行幸・巡幸を通して氷解し、親近感が増していった。その過程で天皇の「聖徳（ここでは民意を嘉納される寛大な御心）」が民間で語られ始めたといえる。

### 三、「叡聖文武」「慈愛莊婉」

いわゆる六大巡幸が終り明治二十年代に入ると、メディアが天皇を「叡聖文武」と形容する慣習が定着する。

皇后（昭憲皇太后）についても明治初年より、皇居で養蚕を始められたことや女学校行啓など、その動静が折々に掲載されていたが、二十年代には天皇の「叡聖文武」に対し、皇后は「慈愛莊婉」と形容された<sup>(31)</sup>。そして「女子服制」に関する思召書<sup>(32)</sup>や華族女学校への御歌（金剛石・水は器<sup>(33)</sup>）の下賜、あるいは皇后の令旨を拝戴して日本赤十字社が感奮し社業拡張に努めるなどの記事が紙面を賑わしていた。「該年春朝拝の節には皇后陛下には洋服の礼服を召させ給ひ」「社交の趣も亦婦人の為に其進路を開き」「文学、慈恵、美術、技芸の諸事に向て稍々女性の勢力を以て之を補賛するの気運」が養われ、「例は東京慈恵病院は皇后陛下の懿旨に依て其拡張を得るを初として赤十字社の事業、

養育院の事業、女子教育の事業の如き女性の称賛あるもの」の増加を慶すると、皇后の年間の事績の数々が特記されることもあった。<sup>(35)</sup>

明治天皇に戻ると、明治二十一年五月二十五日より始まった枢密院での憲法審議や、日常の政務における天皇の精勵ぶりが、しばしば紙上で紹介されていた。

皇帝陛下の日夜政治に大御心を注かせ玉ふ趣は嘗て承り及ふ所なるか殊に先頃より宮中に於て開く枢密院の会議には常に臨御ましまして親く議事を聞召され又同院に於て会議中なる帝国憲法の条項中に御不審の廉ある時は同院議長伊藤伯を御前に召して親しく御下問あらせらるゝとあり……<sup>(36)</sup>

畏くも我が天皇陛下には方今政事上は勿論国会開設の準備等に専ら聖意を傾けさせ給ふ由にて各大臣を始め親任官并に勅任官等を御前に召さるる節には必らず親しく此義に就ての勅問あり、又近頃は陸海軍に関する事又た教育上に関係ある学生卒業等の式場へは、時々行幸在せ玉ふが御遊覧等の行幸は絶て仰出されも之れ無しとの趣に承はりぬ有難き聖意にこそ<sup>(37)</sup>

第一に記し奉らざるべからざるは恐れ多くも皇室の御事なり申すまでもなく我叡聖文武なる天皇皇后両陛下には御聖徳日にまし輝かせ給ひ善行美萃は平常の事にてましますば、吾曹は一々之を頌賛し奉らんにも限りもあらず左りながら吾曹が實際に傍より伺ひ参らせて其御勤の斯程までに御難儀なるものよと存じたるは十一月二十一日を以て聖上及皇后両陛下の埼玉県に行幸啓あらせ給ひて軍隊の演習を天覧ありし事及十月十五日を以て皇后陛下の横須賀に行啓あらせして高雄艦の進水式を行ひ給ひつることは是なり……実に九重の上、深宮の中、錦の帷、綾の褥に御身を勞はり暴き風には玉体を触れしめざる御身にてありながら我三千九百万の蒼生を安んずる大御心に常人さへも堪へ難き斯る危難を避け給はぬ御勤めの程こそ勿体なく実に海陸の将士が義に勇み国に殉ずるの志を固むるも決して偶然にあらず、吾曹は面のあたり其実況を伺ひ奉りて感慨一入深かりければ、本年の筆初に此事を特

書して以て王道の頗る難きを表はさんと欲するなり(傍点は原文の通り)<sup>(38)</sup>

こうした政務・軍務における「善行美挙」に加え、明治二十二年一月の宮城御移転を伝えた『朝野新聞』は「社説」で、新宮殿の裝飾・調度にみる「清潔質素」の「聖徳」を称えた。

仄かに承るに此処落成の新皇居は建築万端に意を用ひて諸事鄭重を極め其の清浄莊重なるは申す迄もなき事ながら左りとて華麗奢侈の廉は之れなく殿宇内外の構造より室内の御裝飾品に至るまで唯だ皇室の尊嚴を保てる迄に止め敢て善美を求めて驕奢めきたる所は少しも見受け奉らず莊嚴美麗と申さんよりは寧ろ清潔質素とも称す可き御結構なりと承はる誠に畏れ多き事ながら陛下にして宮殿を経営し給ふ仮令ひ国力を傾けて万国無比の金殿玉楼を築かせ給ふとも帝室に忠なる臣民誰れか復た聖意に応じ奉りて心身を此に効さゝらんや而して陛下の至仁至徳なる敢て華美を好ませ給はず万事、清潔を旨として驕奢を斥け給ふこと斯くの如し吾人臣民たるもの焉んぞ聖徳の優渥なるに感泣し益々忠勤を励みて国家の爲めに尽さざるを得んや。吾輩は此処に恭しく本日の御移転を賀し聖寿の万々歳を唱へて皇室の弥や榮えに榮え給はんことを祈り奉るものなり<sup>(39)</sup>

二十二年二月に憲法が發布され、翌年十一月に帝国議会在開院すると、天皇が議事の紛糾・遅延に宸襟を悩ますという記事がしばしば報じられている。

伊藤伯二人曳の人力車に打ち乗り歳暮の天機伺ひとして参内す時に謀大臣もまた参内す、陛下親しく聖諭を下し給ふて曰く予算案の事は朕が思を悩ます所なり此かる事につきては多くは事情の通ぜざるより生ずる行違あるべければ十分行違のなき様に説明すべしと政府委員に語れよやと某大臣唯々として退くと通信社は報ぜり予算の一事宸襟を悩ますに至りしは恐れ多き事なり併し若し人民の事情を知らずして此に至りたりとせば其の責は政府の責ならずや、当局者は恐れて其の過を思ふべきなり<sup>(40)</sup>

申すも畏きことながら仄かに承る処によれば天皇陛下に於かせられては帝国議会在開会以来日々の議事に付き観慮

を注がせ給ふに付き閉会の後は日々議事の模様を宿直侍従より奏上し奉るとのことなるが昨日も上奏案の否決するや電話を以て宿直侍従の許に通じ侍従より逐一奏上し奉りしやに承はりぬ<sup>(4)</sup>

当時の大事件として特記すべきは二十四年五月の大津事件であろう。シベリア鉄道起工式に列席する途中来日したロシアのニコライ皇太子（のちのニコライ二世）が十一日午後一時三十分過、滋賀県大津町で巡查津田三蔵に斬りつけられ負傷された。接伴役・威仁親王からの急電に接した天皇は首相以下閣僚と御前会議を開き、痛惜の念を示す勅語を發布し、翌十二日午前六時三十分、新橋停車場より列車で京都へと向かわれた。十三日午前中に天皇は親しく皇太子を京都・常盤ホテルに見舞われ、御召汽車で神戸まで送られた。十九日には皇太子の招待に応じ神戸港碇泊中のロシア軍艦に臨幸して午餐をされた。<sup>(42)</sup> 事件の模様は『官報』や新聞各紙が連日報じたが、天皇の二十二日東京還幸の記事に触れておきたい。

天皇陛下には予て御治定の如く昨日二十二日午後零時五十分と申すに御恙無く新橋停車場へ御着あり暫時御休憩の上直に御還幸遊ばされたり申すも畏きことながら一朝不慮の難国賓の御身に加はり上下驚愕措く所を知らざるが中に陛下には殊の外宸襟を悩し思召され叙慮辱くも御訪問に決しさせ給ひて万里直ちに御車を京都に馳せさせ給ひ御慰問等閑ならず或は神戸に御療の行を送らせ給ひ或は露艦に召して御別れの盃を挙げさせ給ふ寝食一日も安からず竜顔長へに愁を含ませらるる今や日露の交際に傷くる所なく露国皇太子殿下には神戸波頭莞爾として御発艦ありしは上下挙つて誠を尽せるに依るべしと雖ども是れ併しながら陛下の至誠国賓の御心を動し給ひたるに依らざるはなし之れを伝へ聞きつる日本臣民誰かは陛下の御精神の程と御労苦の程とに感泣し奉らざるべき……<sup>(43)</sup>

『東京朝日新聞』も「凶変は円満に局を結び、日露の関係、將に益親密ならんとす。是誠に陛下の臣民に代らせられて、誠意を表し、以て露国の人民をして陛下の至徳に感ぜしめさせられたるの結果なり。……於戲、暗澹たる濛雲晴来て、富士峯頭旭日高し、四千万の民生相和して太平を唱ふ、陛下の聖徳にあらずんば、焉ぞ能く此の如けん」<sup>(44)</sup>

と、天皇の「聖徳」によつて事件が無事解決し、日露親善が保たれたことを特記している。福沢諭吉もまた『時事新報』で「今回の時局の目出たく終を告げたるは、実に陛下の御聖徳に外ならず」と称え、かねて『帝室論』(明治十五年)などで「我輩の毎度論じたる如く、帝室は政治外至尊至榮の地位を占め給ふ始めて其聖徳を仰ぎ奉ることを得べしとは此辺の微意にして、読者に於ても今度こそは明白に所在を会心せられたることならん」と力説した。<sup>(45)</sup> マスメディアは天皇の「至誠」・「聖徳」がロシア皇太子の御心を動かし、兩國の親交に亀裂が入る危機を救つたと捉えていた。

#### 四、『日本』附録『萩の戸の月』と陸羯南

本稿の主題は、これまで概観してきた天皇の「聖徳」に関する民間の伝聞・報道が、「聖徳録」という纏まり(出版物)に進展したものを考察することにある。そして管見の及ぶところ、『日本』が明治二十四年十一月三日に附録として発行した『萩の戸の月』と題する大判の冊子(縦三一・四糎・横二二・二糎、表紙含めて十六頁)が、明治天皇の「聖徳」を集録した刊行物、すなわち「聖徳録」の最初期のものと考えられる。

内容を概観すると、まず題名は御製「萩の戸の露にやどれる月かけはしづが垣根もへだてざるらむ」(明治十三年<sup>(46)</sup>御詠)に因んでいる。「萩の戸」は清涼殿にある御局の名で、ここでは広く宮中の庭の意味で用いられ、「一視同仁の御心、いともかしこし」と本文中でも引用・紹介されている。<sup>(47)</sup>

冒頭で「余輩が特筆して宇内に比類なしといふは、現在の吾天皇陛下の叡聖仁慈にわたらせたまふ乾徳にぞありける。」、「おもふに、九重雲深し。余輩草莽の民、いかで悉伺ひ知ることを得ん。たゞ年狭心にとめて、伝へ承れるはししくを記して、本日祝ふしるしとなすのみ。」と前置きした後、「立憲政体に御熱心なる事」・「政務に御励精あら

せられ厚く国民福利をおほしめさるゝ事」・「宮禁厳肅なる事」の三節に分けて逸事を収録している。以下はその要約である。

一 立憲政体に御熱心なる事

(一) 憲法草案の枢密院会議に欠かさず臨御され、昭宮〔猷仁親王〕薨去の知らせがあつた際にも、「構なく議事をつづけよと仰出」があり、議長は議事が一段落した後、散会を宣言した。

(二) 当春の第一期帝国議会の審議が紛糾すると心配のあまりお食事を減らされ、無事審議が終了したとの報告をお聞きになるや、岩倉具視らの墓前に「使を遣はして知らせよと仰出」された。

一 政務に御励精あらせられ厚く国民福利をおほしめさるゝ事

(一) 日々表御座所に出御され、政務上の文章を一々仔細に閲覽される。

(二) 周知のとおり露国皇太子殿下御遭難の際には、宵衣肝食の御労苦により、「陛下の御指揮のみにて、何事も決」した。

(三) 先帝・孝明天皇の御遺詔を守り敷島の道に勉勵され、「いにしへの文見るたびにおもふかなおのがをさむる国はいかに」と、「萩の戸の……(前掲)」と、一視同仁の御心を詠まれている。

一 宮禁厳肅なる事

(一) 奥向きの婦人が政務に喙をいれて賄賂をむさばる陋習が維新前に公武ともにみられ、歴史上支那・羅馬・欧羅巴の各帝王にも往々ありがちだが、明治初年の改革により厳禁されるに至つた。

(二) お手回りの品々は好みなく儉素を旨とされる。「世界文明の度」において欧州各国に劣るとも、この「帝室の美德」はどこに類例があるうか。「おもふに觀聖仁慈の天皇上にあり、忠良義勇の臣民下にあり、吾国の將來、誰か望みなしとやはいふべき」。

そして、「陛下の聖徳を奉体して、このしろしめす大八洲国をいや栄えに栄え、いや進めに進めて、行く／＼は、潮の沫の凝りて成れるといふ、世界各国を凌駕するに至らしめんことは、今はたゞ内閣大臣と議院諸氏との責任ならずや」と、政府・議會への諫言で結んでいる。

憲法發布当日の明治二十二年二月十一日、陸羯南（社長兼主筆）らが創刊した『日本』は、「創刊の辞」で「国民精神の回復発揚」を謳っていた。三十年代には唯一の「大新聞」と目され、難解な政治論説が多く振り仮名も付されず、報道の迅速化・娯楽内容の増加という当時の趨勢にも超然としていた。読者は学生や教員・官吏などの知識人、それも政治意識の高い人々が多く、明治二十二年当時の一日の発行部数は八、三五二部、二十三年は一五、三四二部であった。<sup>(48)</sup>

同紙は二十四年十月二十四日以降毎日、第一面に附録発行の広告を掲載していた。

#### 天長節附録広告

来る十一月三日の天長節には聊か奉祝の意を表せんが為め同日発売の『日本』に左の如く題する十六頁の雅麗なる附録を添へ広く我か『日本』の読者に頒つ

#### 萩の戸の月

題字題画挿 大体十六頁

此の附録は畏くも 今上天皇の乾徳に関する御事の一斑を記し奉りたるもの、世人と共に永く記憶して聖明の代に生れたるの幸福を祝せんとの微意に出つ<sup>(49)</sup>

また三日当日には以下の社告を掲載している。

#### 社告

本日の『日本』は特に附録を添へ候に付月極顧客の外一枚売は代価金四銭宛可申受候 又附録「萩の戸の月」は御製の次に題画を挿み其跡へ本文を入る、様御製本相成度此段御注意迄に申上候

附録発行の第一の趣旨は天長節の「奉祝」にあつたことが解る。また月極顧客以外への販売増強の期待が多少含まれていたのであろう。しかしこの時期に『日本』が「聖徳録」を企てた意図はそれ以外にもあつたと考えられる。

『日本』は中立新聞で商業性より論説を重視したと評価される。かねて陸羯南は「独立的記者は党派の代りに道理を其の主人と為し、時ありてか輿論を代表せずして寧ろ之を誨誘するの職分を有す。」(『日本』明治二十三年十月二十三日)として、新聞は世論を「誨誘(教導)する媒体(メディア)と主張していた。<sup>(50)</sup>当然、商業主義化した他紙が同時に天皇・皇后を描いた錦絵・石版画を附録とし始めたのとは一味違ふ取り組みであつたといえる。<sup>(51)</sup>

前節で取り上げた大津事件について、陸は次のように書いている。

陛下此還行の駕をして宴遊逸予より到らせ玉ふものならば臣等敢て頌を奉らじ。陛下此帰幸の轅をして郊祀陵奠より回らせ玉ふものならば、臣等亦敢て頌を奉らじ。爾今、頌徳の念、感激の涙と与に湧出す、畏き哉。……遠くは露皇の憂軫を解き、近くは国寶の危惧を安んじ、内は国家の安を保ちて、外は帝国の面目を失はず、而して其大御躬は頭つみ神と天が下知ろしめす所の大御躬、其大御足は麤金の土をも踏ませ玉はざる大御足の、竜体玉歩を移させられ、国寶の艦上まで臨ませ玉ふ、実に是れ剖判以来未だ会て聞かざるところ。上陛下の一身を以て、下も四千万の蒼生を蔽はせ玉ふ。八洲馬蹄の到る処、舟楫の通ずる処、誰か感泣讚嘆し而して欽仰推戴し奉らざらんや。……<sup>(52)</sup>

陸はさらに、中国春秋時代の越王・勾踐は「亡国の王」、初代イタリア国王・ヴィットリオ・エマヌエーレ二世は「小邦の君」であるのに対し、

今ま我国は垂亡の越国に非ず、離析の伊国に非ず。而して陛下の礼を重じ、謙を服し、隣交を厚くして、与国を尚び玉ふこと斯くの如し。臣等行く／＼国家の隆興、越国の百倍にして、伊国に十倍するを見るを得ん。嗚呼是れ寔に不世出の英主、中興の聖帝なり。臣等生れて此聖帝の時に遭ふ、豈之に奉答する所以を思はざる可けんや。<sup>(53)</sup>



と、明治天皇が他国の君主と比較して、格段に興國に尽力されていることを「奉頌」の理由に挙げています。

また、陸は同年十一月三日すなわち天長節を祝う附録発行の日、紙上で次のように述べた。

今や天皇は聖明にして臣民は忠実なり。国歩甚だ多難なりと雖も吾輩は大に将来に望を有す。万世一系の皇室と億兆同種の民族とは既に以て世界に誇るに足るものあり。沉んや加ふるに其の聖明と其の忠実とを以てするに於てをや。而して其の中間に立つ所の政府及議会は能く斯君と斯民とに負くことなき歟。<sup>(54)</sup>

『日本』は創刊当初より、「近世國家の基礎は……君民の合同を意味する「國民」の上に坐することなり」(「國民的の觀念」『日本』明治二十二年二月十二日)と主張し、「天皇は常に上に在りて臣民は常に下あり、而して政府及び議會は其の左右に在ること、日本に於て國民の本心に基く所の憲制に在らずや」(「憲法恪守論」と訴えた。天皇の「乾徳」録である『萩の戸の月』の発行は、「道理」と「公義心」をもつて世論を「誨誘」(教導)することが新聞の使命と考えていた、社長陸羯南の意向を汲んで企図された面があったと思われる。

## 五、『銀婚盛典』と大槻如電

新聞附録『萩の戸の月』(明治二十四年十一月)以降、明治二十七年上半年以前に刊行された「聖徳録」については、現在の次の二点を確認している(いずれも国立国会図書館マイクロフィッシュで閲覧可能)。

宮本政躬著『天皇陛下皇太子殿下御聖徳』(辻本秀五郎、明治二十六年十月、本文二四頁)

原田真一編『銀婚盛典』(岡島支店、明治二十七年二月、本文三六丁)

『天皇陛下皇太子殿下御聖徳』(以下『御聖徳』と略称)は奥付と巻末の広告文より、文栄社という美術石版画発売所が定価十銭で販売していたことが判明する。広告には「天皇陛下御肖像」・「皇太子殿下御乗馬」などの石版画三十点

のタイトルと定価（六銭十二銭）が掲載されている。巻頭にはエドアルド・キヨッソーネと丸木利陽の制作にかか  
る御肖像を模写した石版肖像画が掲げられ、表題の通り天皇に関する記事二十話、皇太子関係を十四話収めている。  
一方の『銀婚盛典』は活版・和装本で本文頁数は『御聖徳』の約三倍である。巻頭にやはり天皇及び皇后の肖像石版  
画を掲載している。以下、ここでは『銀婚盛典』を中心に考察する。なお明治神宮文庫には『大婚盛典』と題箋した  
同内容の書籍が所蔵されている。両書を比較すると国会本の奥付には「版權所有」の字がなく、神宮本に「定価貳拾  
五銭」の印がない、国会本は三六丁のみ飾り野が印刷されていないなどの相違点が認められるが、本文は全く同じで  
ある。本稿では明治神宮文庫所蔵の『大婚盛典』を用いる。

奥付に「編輯者 東京府士族 原田真一」とあるが、原田は実のところ巻頭に「銀婚盛典」と首題し、来る三月九  
日挙行予定の大婚二十五年式典について宮内省が告示した記事等を三丁にわたり紹介しているに過ぎない。その末尾  
に「真一今回ノ盛典ニ。兩陛下ノ御聖徳ヲ記シ奉リテ洽ク世人ニ示サントセシカ吾師大槻修二君。曩キニ既ニ高光紀  
要ノ著アリ。因テ今其書ヲ採リ以テ盛典祝賀ノ料トハナシヌ。」とあり、本文は大槻文彦の兄・修二（如電）の著「高  
光紀要」であることを明言している。

本文は序文（二丁）に続いて「政事」（二〇丁）・「学事」（八丁）・「兵事」（七丁）の三編に分けて著わされている。序  
文冒頭で天皇の御誕生日を嘉永五年九月二十九日（実際は二十二日）と誤記するなどの不備も見られるが、「素より  
九重の雲深し。草莽の臣等の。容易く窺ふべくもあらず。た、數年来。伝聞に敬承せし事實を叙するのみ。」とある  
ように、正確な情報を得にくい環境を自認していることに留意しておきたい。むしろ主要な記述事項をまとめた表  
（次頁）に見るように、わずか三六丁中に多彩な事績が簡潔にまとめられ、事件の年月や関連する詔勅なども盛り込  
み、さながら天皇・皇后を中心とする幕末・明治小史の体裁をなしている。大槻の和漢洋字の素養が発揮されたと考  
えられるが、ここでは執筆の経緯に注目したい。

大槻は「明治二十七年紀元節」(二月十一日)に著わした「緒言」(二丁)で次のように語っている。わが本家は陸中・西磐井郡(現岩手県西磐井郡花泉町)の大百姓だが、曾祖父茂蕃(玄梁)が一関藩医として藩主田村家に仕え、祖父玄沢は蘭学に秀で仙台七代藩主伊達重村の侍医に召され、父清崇(磐溪)は儒者で十三代藩主慶邦の侍読となった。私も藩の助教として君主に進講を行った。孝と忠は人道の要だが、藩の君臣は身近に仕えるゆえ情も深く恩も厚い。そして次のように続ける。

明治と御世あらたまりて。四千万の青人草と共に君とし仰ぎ奉るは。天皇にこそ。辛未(明治四年)五月修二出で、海軍兵学寮に仕へ皇漢両学の教授を司れり。其時しも臨御ありて修二も教官も末に列り。親しく拜謁の榮を蒙り。詩歌をも奉りたり。其後十九年を歴て。憲法発布のをり。浅草区議會議員の列にありしかば又謁見を上野に賜りぬ。其時憶ひけらく。大王を敬ひ御国を守るらんには。曩の藩主にさ、けし真心もて。おのれは足りぬ。さはさりながら今の時代に生まれし青年者等は君と臣とのけぢめいたく隔りぬるより。や、もすれば民権とか云へることなど取りひがめ。まがはぬ道をまがふこと無きにしもあらじ。いで天皇の御徳と御恵とを我家の児等の心に染めなさんこと。人の人たる道の。しをりともなるべしと。かくて見るま、聞くま、筆のま、にかきあつめ。一冊の書となし高光る日の御子とし申せば。高光紀要かうくわきよとなん名づけ。よりく女男の児等に説き聞かすることとはなしたり。<sup>(55)</sup>

青年期より仙台藩主の側近に仕えた自分自身は、同様の「君臣」の情感・真心をもって、天皇の御代に尽し得る。しかし明治生まれの若者は君臣の距離があまりにも隔たり、ともすれば民権思想に陥りかねない。よってせめて我が子には「天皇の御徳と御恵」を身近なものとして教えたい。これが著述の動機であった。

過度な民権思想や政府・議会の横行を懸念する認識は、「日本」主宰の陸羯南と一脈共通している。そして陸(弘前)と大槻(仙台)がともに東北出身者であったことは、「聖徳録」誕生の背景を考える上で興味深い事実ではある。<sup>(56)</sup>

## 『銀婚盛典』（明治27年2月）の主な記載事項

### 序文

嘉永5年9月29〔22〕日（陽曆11月3日）	天皇御降誕
万延元年9月28日	御年9才で親王宣下
慶応3年正月9日	踐祚
明治元年8月27日	御年17才で即位
明治元年12月28日（陽曆3月9日）	皇后册立

### 第1編 政事

嘉永6年・安政元年	米利堅国の使節、幕府に通信を乞う
慶応3年11〔12〕月9日	王政復古の大詔
明治元年正月10〔15〕日	神戸の欧米各国公使に、今後外国交盟は天皇の御称を用いるよう告げる
明治元年3月17〔14〕日	五箇条の御誓文と宸翰
明治元年7月18〔17〕日	江戸を東京と改称
明治2年2月	公議所設置
明治4年7月	廢藩置県
明治4年11月	特命全權大使を欧米に派遣
明治5年11月	清国と条約
明治5年5月～7月	西海巡幸
明治9年6月～7月	東奥巡幸
明治10年1月～7月	西京行幸、西甯の役
明治11年8月〔～11月〕	北陸巡幸、眼科病院設立の下賜金
明治13年6月〔～7月〕	三重・山梨巡幸
明治14年	北海巡幸
明治18年7月〔～8月〕	山陽道巡幸 上記7回の巡幸で忠孝奋特者賞揚、尊皇愛国者を追贈
明治14年10月	国会開設の詔
明治15年3月	伊藤（博文）参議を欧州に派遣
明治18年12月	内閣制度
明治21年7月頃〔6月18日〕より	枢密院憲法会議・昭宮殿下葬去も審議続行
明治22年2月11日	憲法發布
明治23年11月25〔29〕日	第一帝國議會開院（翌年3月12日）議事終了を岩倉らの墓前に報告
明治24年	天津事件・天皇京都行幸、皇后在京閣僚を慰問 後宮殿齋は皇后の御賢徳 天皇の御儉素・内醫の衣服への仰言

### 第2編 学事

明治元年9月	皇学所・漢学所設置
明治2年6月	東京に大学校開く
明治5年7〔8〕月	学制發布
明治12年9月	教育令
明治13年2月	地方官會議行幸
明治15年12月	幼学綱要發行
明治23年10月30日	教育勅語下賜 歌道に精励
明治10年10月	学習院の名を下賜 華族女学校、慈恵病院、皇后の内勅 皇后御作の御文章 皇后の父君が邸内に物見所を作り我が子を教育

### 第3編 兵事

明治5年11月	徴兵詔書
明治15年1月4日	軍人勅諭
明治10年	西南の役に指揮、皇后の綿織糸制作
明治23年4月1日〔3月31日〕	愛知県下で風雨を厭わず演習御統裁
明治23年10月	水戸近郊に両陛下揃って行幸啓
明治25年10月	下野で演習御統監 兵卒の軍靴を心配 御料馬金華山 山岡鉄舟と相撲 皇太后、供御覽節誡を仰出

\*年月日、事項は原則として資料中の表記を使用。〔 〕内の語句は誤記等を筆者（佐藤）が補ったもの。

## おわりに

明治十年代に天皇の「聖徳」に触れた新聞記事が登場し、明治二十年代に「聖徳録」が成立する過程を概観し、時的には明治二十七年の大婚二十五年祝典までを一つの区切りとした。

明治初年には、「行幸」・「巡幸」さらにその「報道」・「記録」を通して天皇の「御姿」と「御心」が伝えられる場合が多かった。しかし明治二十年代には行幸という動的な記事だけでなく、天皇の政務への「精励」・「苦悩」が、時として「予算案の事は朕が思を悩ます所なり」などの叡慮の伝聞を添えて報じられるなど、天皇の日常にも関心が向けられ、その一部が「大御心」・「聖意」・「聖徳」として伝えられていた。また、天皇の言動が外国との比較で論じられ、今上陛下は古今東西に比類ない「不世出の英主」（陸羯南「聖駕還幸の頌」）と評論されていた。この事実をどう受け止めるべきであろうか。

原武史氏は次のように述べている。巡幸によって「身体をさらす天皇」は、国情を「見る天皇」である他に、「おそれ多い支配者」や「仁慈あふれる人間」として「見られる天皇」でもあった。しかし明治二十三年以降の行幸では鳳輦や馬車に替わって鉄道が用いられ、「動く窓から、外の世界を眺めつづける」だけで「人々の姿を見て仁慈あふれたところを発揮することができなくなつた。そして「明治初期に生身の身体と結びつけられていた天皇像」が「目に見えない」おそれ多い大元帥・「生き神」から発展した「神」としての天皇像へと後退した、と。しかし（原氏が「一部を除いて」と但書きしている点かもしれないが）、社会は天皇の「身体的」・「可視的」な部分（御姿）に無関心ではなく、明治二十年代以降にも商業主義化したマスコミによって、天皇・皇后の肖像画・写真が大量に生産・配布されてきた。<sup>(88)</sup> しかも人々は同時に、明治前期の巡幸とは別の形で、大津事件の記事のようなマスメディアを通して、

天皇の「精神」・「労苦」という不可視的な部分——本稿の主題とする「聖徳」——にも関心を持續していた。そして「天皇の御徳と御恵」は江戸時代の君臣関係とは違う新しい「人の人たる道のしをり」（大槻修二「銀婚盛典」〔緒言〕）として尊重され、「聖徳録」へと展開したのではないだろうか。さらに、「明治二〇年代以降、この列島や植民地に張りめぐらされていた「メディア」としての天皇制」が、軍隊と学校、神社という三つの軍事的、教育的、宗教的文化装置を基幹的なメディアとし、御真影と化した天皇に深く準拠してきた<sup>(59)</sup>とする通説も、当時の新聞や雑誌・書籍等の多面的な分析をも加味して、再検討しなければならぬであろう。<sup>(60)</sup>

## 註

- (1) 国立国会図書館人文総合情報室開架。朝日新聞社・国立国会図書館・明治神宮文庫・宮内庁書陵部・早稲田大学図書館・東京大学史料編纂所等の所蔵資料を調査した目録。点数はタイトル数で、複数巻（冊）に及ぶ資料も一点と数えている。
- (2) ただし続編の『国立国会図書館所蔵 近代日本政治関係人物文献目録 一九八五～一九九七』（平成十二年）では、副島廣之「御聖徳余話」（明治神宮崇敬会、昭和四十三年）・明治神宮外苑編『明治神宮聖徳記念絵画館』（昭和六十一年）の二冊の「聖徳」を含む書名を紹介している。なお最新の目録は平成十六年五月現在、国立国会図書館のウェブサイトで公開されている。
- (3) 以下、本稿で引用する新聞記事は特に注記がない場合、国立国会図書館新聞資料室マイクロフィルムによる。
- (4) 日本史籍協会編『大久保利通文書 二』東京大学出版会、昭和四十二年覆刻、一九一―一六頁。
- (5) 勝田政治「政事家大久保利通」講談社、平成十五年、七九頁。
- (6) 『明治天皇紀 第二』吉川弘文館、昭和四十三年、六四九―六五二頁。

- (7) 北根豊編『日本初期新聞全集 一三』ペリかん社、昭和六十三年影印版、一二二頁。
- (8) 例えば春原昭彦『日本新聞通史』新泉社、平成十五年四訂版、一六頁。
- (9) 山田英明「幕末・維新期における一洋学者の軌跡―柳河春三の思想的課題をめぐって―」『史境』四一、平成十二年九月、五七―九頁。
- (10) 『日本初期新聞全集 一三』、一〇〇―一頁。
- (11) 同、一七二頁。
- (12) 同、一八〇頁。サトウと柳河は情報提供において協力関係にあったと指摘されている。萩原延寿「遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄 七」朝日新聞社、平成十二年、八五―七頁。
- (13) 左院の機関紙『日真新事誌』を主宰した英国人ジョン・レディ・ブラックも、大久保の遷都論を高く評価していた。ブラック著・ねずまさし他訳『ヤング・ジャパン 第三卷』平凡社、二三―二六頁。
- (14) 岸田吟香は同年七月二十八日の十七号までの在社で、以降三年三月の四十二号まで主宰ヴァン・リードの単独経営で栗田万次郎が編集に参画。杉山栄「先駆者岸田吟香」大空社、平成五年参照。
- (15) 『横浜新報もしほ草』第二十八篇、明治元年十月二十八日、『日本初期新聞全集 一九』、ペリかん社、平成元年影印版、十二頁。同紙は慶応四年閏四月十一日創刊、明治三年三月十三日第四十二篇をもって廃刊。
- (16) 『明治天皇紀 第二』、八二七頁・九一八頁、『明治天皇紀 第二』四頁。詔勅の名称は明治神宮「明治天皇詔勅謹解」講談社、昭和四十八年による。
- (17) 元田永孚「還暦之記」元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書 第一卷』元田文書研究会、昭和四十四年、一二九頁。沼田哲「元田永孚と天皇―「輔導」と天皇への影響を中心に―」『明治天皇と政治家群像』吉川弘文館、平成十四年、三一―四頁参照。

- (18) 『明治文化全集 二十五卷 雑史篇』日本評論社、昭和四十二年第二版、四九一頁。
- (19) 『日本近代思想大系 二 天皇と華族』岩波書店、昭和六十三年、二二六頁。長崎奉行所『御諭書』とともに、皇道主義による国民教化策の先駆となったもので、新政府は有益な治教教材と捉えていた。阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂、平成五年、一三三頁。
- (20) 『日本近代思想大系 二 天皇と華族』二八頁。
- (21) 飛鳥井雅道『日本近代精神史の研究』第二章 明治天皇・「皇帝」と「天子」のあいだ。京都大学学術出版会、平成十四年、三五五頁。
- (22) 『読売新聞』明治八年二月二十三日。『読売新聞』についてはマイクロフィルム以外に、読売新聞社メディア企画局データーベース部編刊『CD-ROM 明治の読売新聞』平成十一年を利用した。
- (23) 『明治五年中国西国御巡幸治道府県心得方』、『太政類典 第二編 第五十六卷』一宮内 行幸啓二 十三号、『太政官期地方巡幸史料集成 第一卷 巡幸諸規則』柏書房、平成九年影印版、二〇三頁。
- (24) 『明治九年六月奥羽地方御巡幸治道府県心得方』、『法令全書』明治九年 内務省達 丙第二四号、『太政官期地方巡幸史料集成 第一卷 巡幸諸規則』二〇九頁。
- (25) 小路田泰直『天皇と政党』鈴木正幸編『近代日本の軌跡 七 近代の天皇』吉川弘文館、平成五年、八五―七頁。
- (26) 『元田永孚文書 第二卷』、昭和四十四年、一一―一九頁。
- (27) 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、昭和六十年、一八四―五頁。
- (28) 元田の説く「有徳君主」の理想像や東北巡幸への意見については、前掲の沼田哲「元田栄孚と天皇」四一―六頁、羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、平成六年、三六七―九頁を参照。
- (29) 『東京曙新聞』明治九年六月五日。



- (30) 「聖駕臨幸ノ請願書」『東京日日新聞』明治十二年七月二十六日。
- (31) 「御還幸」『東京日日新聞』明治二十年二月二十五日。
- (32) 「皇后陛下思召書」『朝野新聞』明治二十年一月十九日。
- (33) 「御製」『郵便報知新聞』明治二十年三月二十七日。
- (34) 「日本赤十字社」『時事新報』明治二十一年七月二十六日。
- (35) 「明治二十年大事記 四」『東京日日新聞』明治二十一年一月八日。
- (36) 「陛下の御励精」『郵便報知新聞』明治二十一年十月十九日。
- (37) 「有難き聖意」『東京日日新聞』明治二十一年十二月一日。
- (38) 「明治二十一年大事記 一」『東京日日新聞』明治二十二年一月四日。
- (39) 「宮城御移転」『朝野新聞』明治二十二年一月十一日。
- (40) 「宸襟安からず」『国民新聞』明治二十四年一月一日。
- (41) 「宿直侍従の奏上」『東京日日新聞』明治二十五年五月十三日。
- (42) 大津事件については主に『明治天皇紀 第七』八一〇—八四四頁、ドナルド・キーン著・角地幸男訳『明治天皇 下巻』新潮社、平成十三年、一二二—一四三頁を参照。
- (43) 「御還幸の模様」『東京日日新聞』明治二十四年五月二十三日。
- (44) 「奉迎の辞」『東京朝日新聞』明治二十四年五月二十二日。
- (45) 福沢諭吉「天皇陛下の還御」『時事新報』明治二十四年五月二十二日、慶應義塾『福沢諭吉全集 第十三卷』岩波書店、昭和三十五年、一一七頁。
- (46) 明治神宮編刊『類纂新輯明治天皇御集』平成二年、五四七頁による。なお本稿で取り上げた『萩の戸の月』・『大婚盛典』

では、「露」が「花」となっている。

- (47) 以下、明治神宮文庫所蔵『萩の戸の月』（『日本』八七六号附録）日本新聞社、明治二十四年十一月三日による。佐佐木信綱『明治天皇御製謹解』朝日新聞社、大正十二年、十二頁（明治神宮編『明治神宮叢書 第七卷 御集編（一）』一）『国書刊行会、平成十五年復刻』でも「一視同仁の大御心」と解している。

- (48) 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、昭和五十六年、一一―一二頁、及び四〇四頁以降の「別表2 明治二〇年代・三〇年代初頭の東京紙の発行部数」を参照。

- (49) 『日本』明治二十四年十月二十四日～二十八日・十一月一日・二日に掲載。ただし二日の広告は「来る十一月三日」が「明三日」となっている。また十月二十九日～三十一日の広告は「題字題画挿 大体十六頁」の部分が「巨勢小石画 御製挿入 多田親愛書」と紹介される別バージョンである。

- (50) 鎌田慧『反骨のジャーナリスト』岩波新書、平成十四年、一〇頁。

- (51) 右田裕規『「皇室グラフィア」と「御真影」―戦前期新聞雑誌における皇室写真の通時的分析―』『京都社会学年報』九、平成十三年十二月、九七―九頁。『東京朝日新聞』が明治二十一年七月十日の創刊号に附録「貴顕之肖像」を添えたのを最初に、各新聞社がしばしば正月や皇室の佳節に附録の「目玉」として、天皇・皇族の肖像画を各家庭に配布するようになったと指摘している。

- (52) 「聖駕還幸の頌」『日本』明治二十四年五月二十二日、西田長寿・植手通有編『陸羯南全集 第三卷』みすず書房、昭和四十四年、一四二―一四三頁。

- (53) 同、一四三頁。

- (54) 「憲法恪守論」『日本』明治二十四年十一月三日、『陸羯南全集 第三卷』二九八頁。

- (55) 「緒言」一丁ウー二丁オ。

(56) 弘前出身の陸は明治七年に宮城師範学校（前年開校）に入学するが、初代校長は大槻文彦が勤めていた（小山文雄「陸羯南 国民の創出」みすず書房、平成二年、十六頁）。なお、山口昌男氏は大槻如電について「藩閥社会への反骨精神」を宿して「公的世界と全く関係を絶った人物」で、「知と芸の遊び人として長い余生を送った人」との評価を展開しているが（『敗者』の精神史）岩波書店、平成七年）、本稿で考察した範囲では、必ずしも公的世界と無関係な生活のみに終始したとは考えられない。

(57) 原武史『可視化された帝国 近代日本の行幸啓』みすず書房、平成十三年、四四―四五頁、七九―八〇頁、八三頁。

(58) 前掲右田裕規「『皇室グラフィック』と『御真影』」。

(59) 吉見俊哉「メディアとしての天皇制」『岩波講座 天皇と王権を考える 第十卷 王を巡る視線』岩波書店、平成十四年、二一―八頁。吉見氏も指摘しているように、こうした視座は他に、多木浩二「天皇の肖像」（岩波書店、昭和六十三年）、タカシ・フジタニ「天皇のページェント」（日本放送出版協会、平成六年）、安丸良夫「近代天皇像の形成」（岩波書店、平成四年）等によって提起されてきた。

(60) 先行研究が近代の民間マスメディアを軽視してきた点については、すでに右田裕規氏が問題提起している（戦前期「大衆天皇制」の形成過程―近代天皇制における民間マスメディアの機能の再評価―『ソシオロジ』一四五、平成十四年十月）。